

学校における医療的ケア実施体制充実事業
(医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保)

令和3年度
文部科学省
委託事業

指導的な役割を担う看護師の 研修プログラム案と教材例

はじめに

近年、医療技術の進歩と医療提供体制の整備を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、医療的ケア児とする）が増加し、医療的ケア児の教育の場は、特別支援学校に限らず小中学校等へと拡がりをみせている。医療機関とは異なる環境で、医療的ケア児と関わった経験の少ない他職種と協働しながら児童生徒に関わる医療的ケア看護職員の確保・定着が求められている。医療的ケア看護職員を支援する上で、指導的な役割を担う看護師を育成する必要性が高まっている。

本事業では、先ず指導的役割を担う看護師へのインタビュー結果から、【役割】と期待される【能力】、【希望する研修内容】について抽出し、有識者の知見に基づき整理した。また、インタビュー調査等で見出した【役割】に基づき、研修項目と研修受講により期待される主な役割を整理し、研修企画の工程を示した。詳しくは「指導的な役割を担う看護師に求められる研修の全体像（案）」（以下、「研修の全体像（案）」という。）を参考にされたい。

さらに、モデル研修では、研修の全体像（案）の研修項目として＜6. 校内の多職種との連携・協働＞、研修受講により期待される主な役割として「4. 医療的ケア児を中心とした協働」をとりあげて、研修テーマを「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」と設定した。

先ず、研修担当者から「研修の目的・目標」を説明し、次に、総論として「学校で医療的ケアを実施する意義」、「教育現場で求められる指導的な役割」に関して、教育委員会や管理職、或いは学識経験者（教育学）からの講義を設定した。さらに、総論から各論につながる内容として、有識者等（看護学）による「指導的役割の看護師とは」の講義を設定した。続く各論では、指導的役割を担う看護師から研修テーマに関連する実践報告、さらには教員と医療的ケア看護職員等による「医療的ケアに関するヒヤリ・ハット場面に関する多職種協働」に関するロールプレイを行い、最後にグループワークでディスカッションを行った。

モデル研修では、全国の指導的役割を担う看護師から参加者を募った。参加者へのアンケート結果では、概ね研修に対する肯定的な評価が得られ、本企画について一定の成果を確認することができた。研修会に参加した指導的役割を担う看護師の多くは、医療的ケア児の支援に対する熱意にあふれ、高度な専門的役割を日常的に発揮されていた。教育委員会や研修の対象者のニーズに合わせて、研修テーマを設定することや、企画者と参加者がそのテーマを意識して取り組むことによって、より効果的に研修を実施することが可能と考える。

本事業の成果として、実際に指導的役割を担う看護師へのインタビューから抽出された役割と能力に基づきモデル研修を企画し、妥当性を検証したこと、研修企画の一連のプロセスを各地域の実情に合わせて活用可能な資料を作成し、モデル研修を通してその意義を検証したことにある。

本紙に掲載した研修プログラム案と教材例をご参照いただき、指導的役割を担う看護師の育成によって、医療的ケア児の教育環境の充実と、さらには看護師自身の達成感につながることを願う。

令和4年3月

令和3年度文部科学省委託事業
学校における医療的ケア実施体制充実事業

有識者会議
座長 奈良間 美保

目次

はじめに

I. プログラム案

指導的な役割を担う看護師の研修プログラム案	5
-----------------------------	---

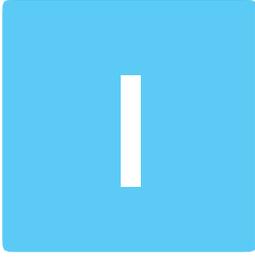
II. 教材例

1. 本研修の目的・目標等の説明	9
2. 教育現場で求められる指導的な役割	19
3. 指導的な役割を担う看護師とは	41
4. グループワーク	83

III. 参考例

令和3年12月24日開催 Web 研修
「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」
指導的な役割を担う看護師の実践報告

1. 実践報告① 学校所属の立場から	119
2. 実践報告② 病院所属の立場から	135
3. 実践報告③ 教育委員会所属の立場から	151



プログラム案



指導的な役割を担う看護師の研修プログラム案 「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」

本事業では、「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」について以下のようなプログラム案を検討した。教材例として、下線の内容を含む講義資料を示す。さらに「指導的な役割を担う看護師の実践報告」については、本事業で実施した検証のための研修の際に使用した実践報告の資料を、巻末に参考例として掲載した。

研 修 内 容	講 師
<u>本研修の目的・目標等の説明</u>	研修担当者
学校で医療的ケアを実施する意義	教育委員会 等
<u>教育現場で求められる指導的な役割</u>	学識経験者（教育系）/管理職 等
<u>指導的な役割を担う看護師とは</u>	学識経験者（看護系）等
<u>指導的な役割を担う看護師の実践報告</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校所属の立場から ・ 病院所属の立場から ・ 教育委員会所属の立場から 	①学校所属の指導的な役割を担う看護師 ②病院所属の指導的な役割を担う看護師 ③教育委員会所属の指導的な役割を担う看護師 ※所属先は各自治体の状況で検討する
<u>グループワーク 1：多職種間の意見交換・相互交流（看護師・教育委員会担当者・教職員 等）</u>	指導的な役割を担う看護師 学校において医療的ケアを担当する教職員 等
<u>医療的ケアに関するヒヤリハット場面の多職種協働（グループワーク 2 に向けたロールプレイ）</u>	指導的な役割を担う看護師 学校において医療的ケアを担当する教職員 等
<u>グループワーク 2：多職種協働における役割の検討（看護師）</u>	学識経験者（看護系/教育系） 指導的な役割を担う看護師 等
発表・グループワークの総括	
総評・閉会挨拶	



教材例



令和3年度 文部科学省委託事業
「学校における医療的ケア実施体制充実事業」
(医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保)

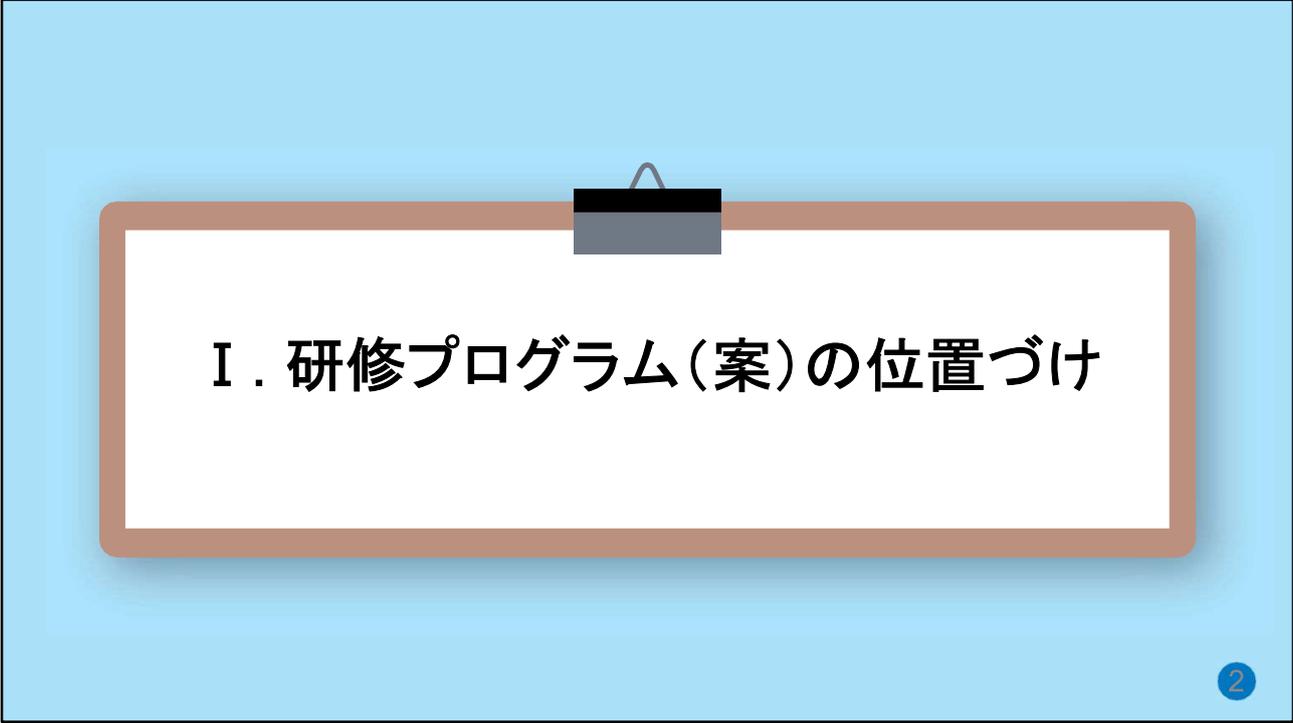
研修の一例

「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」
本研修の目的・目標等の説明

公益財団法人 日本訪問看護財団

目次

- I. 研修プログラム(案)の位置づけ
- II. 研修プログラム(案)のねらいと対象者
- III. 研修プログラム(案)



I. 研修プログラム(案)の位置づけ

2

I. 研修プログラム(案)の位置づけ

指導的な役割を担う看護師に必要な研修の全体像(案)

研修項目	
1	医療的ケア看護職員のための体制整備
2	医療的ケア看護職員の支援
3	医療的ケア看護職員の育成
4	組織としての医療的ケアの管理
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員の支援
6	校内の多職種との連携・協働
7	学校医や主治医等との連携・協働
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割

3

【研修プログラム(案)の位置づけ】

本研修は、令和3年度 文部科学省委託事業「学校における医療的ケア実施体制充実事業」(医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保)の中で実施したインタビュー調査から整理した、指導的な役割を担う看護師に求められる研修全体像(案)の一部を研修プログラム(案)と教材例として整理したものである。

(研修全体像案)

- 1.医療的ケア看護職員のための体制整備
- 2.医療的ケア看護職員の支援
- 3.医療的ケア看護職員の育成
- 4.組織としての医療的ケアの管理
- 5.認定特定行為業務従事者を含む教職員の支援
- 6.校内の多職種との連携・協働
- 7.学校医や主治医等との連携・協働
- 8.医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
- 9.保護者を尊重しながら支援する
- 10.地域の特性や資源に応じた連携・役割

本研修は、上記の研修項目のうちの一つである「6.校内の多職種との連携・協働」をピックアップした研修プログラム(案)と教材例である。

I. 研修プログラム(案)の位置づけ

研修項目「校内の多職種との連携・協働」

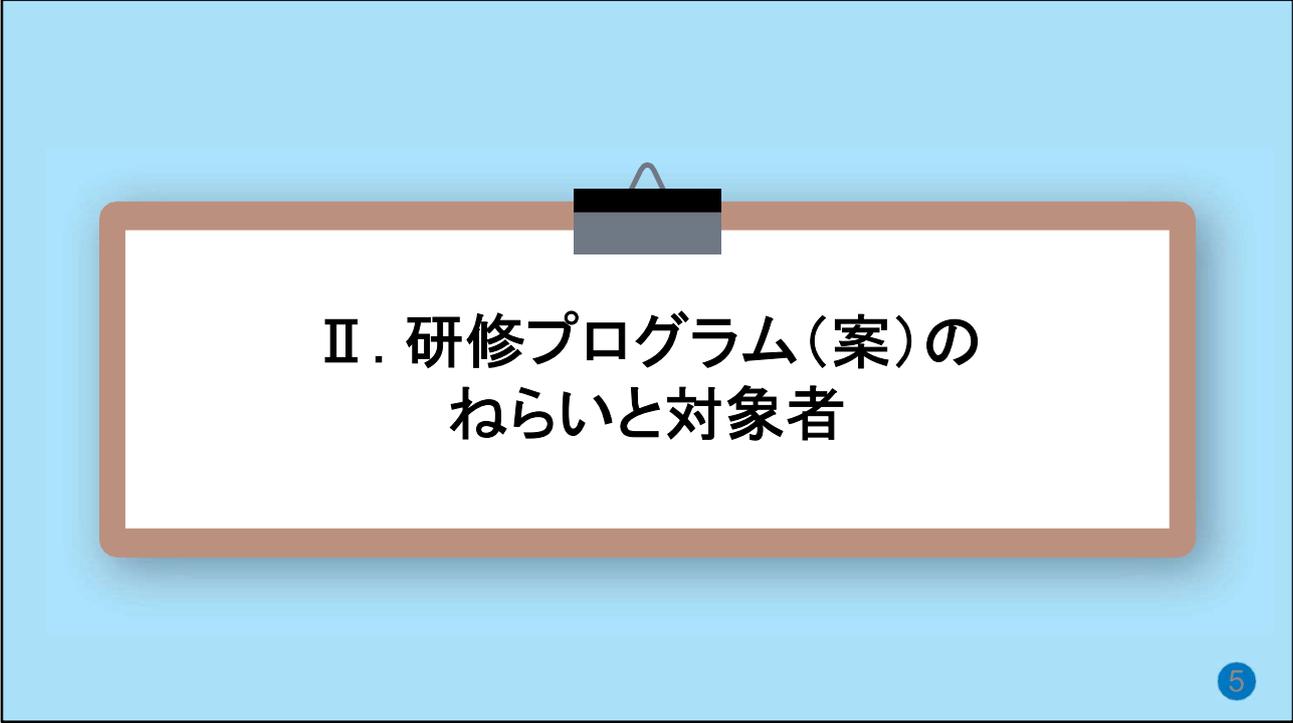
研修受講により期待される主な役割

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 教職員と医療的ケア看護職員の協働の支援 |
| 2 | 多職種連携のコーディネーターを務める |
| 3 | 看護職員の代表としての多職種連携の実践 |
| 4 | 医療的ケア児を中心とした協働 |
| 5 | 調整上の多職種への配慮 |
| 6 | 組織内の報告・情報共有 |

4

【研修プログラム(案)の位置づけ】

本事業で整理した指導的な役割を担う看護師の役割の1つである「教員等校内の多職種との連携・協働」は、以下の6つの要素から構成されるが、本研修プログラム(案)では、「医療的ケア児を中心とした協働」に焦点を当てて研修を構成し、研修プログラム(案)と教材例を示した。



II. 研修プログラム(案)の ねらいと対象者

5

Ⅱ. 研修プログラム(案)のねらいと対象者-1

ねらい

- 指導的な役割を担う看護師が医療的ケア児を中心とした多職種協働の在り方を理解する
- 指導的な役割を担う看護師が多職種協働における自身の役割を考える

対象者

都道府県及び指定都市の学校や教育委員会等に勤務する指導的な役割を担う看護師または今後指導的な役割を担う予定の看護師

※指導的な役割を担う看護師の具体的な役割や実践を理解することや多職種協働について双方の視点から検討することを目的に、看護師以外に研修企画に携わる教育委員会の担当者や日々協働する教職員も対象者に含めることも可能である

6

【本研修のねらい】

- ①指導的な役割を担う看護師が医療的ケア児を中心とした多職種協働の在り方を理解する
- ②指導的な役割を担う看護師が多職種協働における自身の役割を考える

【対象者】

- ・都道府県及び指定都市の学校や教育委員会等に勤務する指導的な役割を担う看護師または今後指導的な役割を担う予定の看護師
- ・指導的な役割を担う看護師の具体的な役割や実践を理解することや多職種協働について双方の視点から検討することを目的に、看護師以外にも、研修企画に携わる教育委員会の担当者や日々協働する教職員等も対象者に含めることも可能であることを想定したプログラムとした。

Ⅱ. 研修プログラム(案)のねらいと対象者-2

本事業における用語の定義

指導的な役割を担う看護師

通常の医療的ケアの実施等に加え、外部関係機関との連絡調整、医療的ケア看護職員の業務調整、医療的ケア看護職員の相談・指導・カンファレンスの開催、研修会の企画・運営、医療的ケアに関する教職員からの相談等を行う看護職員

医療的ケア看護職員

学校等において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する看護職員

医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等

参考:「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(令和3年8月23日付け3文科初第861号文部科学省初等中等教育局長通知)

7

【本事業における用語の定義】

○指導的な役割を担う看護師

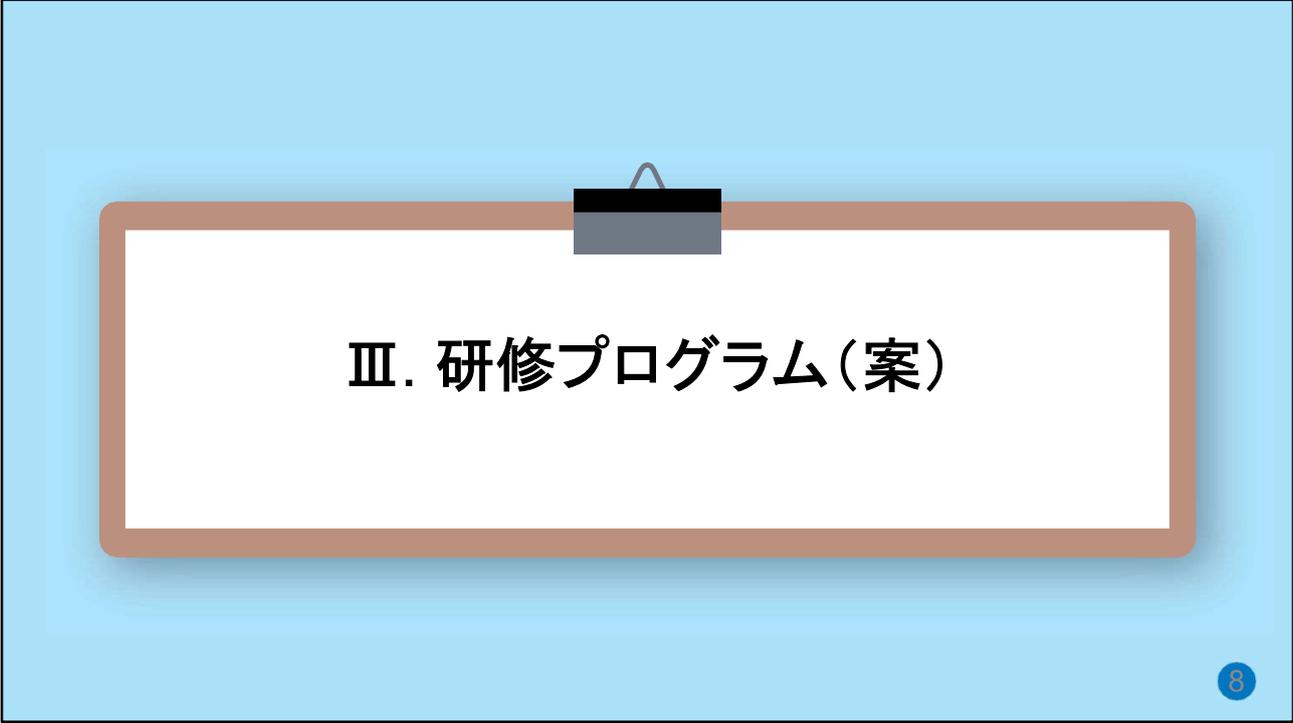
通常の医療的ケアの実施等に加え、外部関係機関との連絡調整、医療的ケア看護職員の業務調整、医療的ケア看護職員の相談・指導・カンファレンスの開催、研修会の企画・運営、医療的ケアに関する教職員からの相談等を行う看護職員

○医療的ケア看護職員

学校等において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児の療養上の世話又は診療の補助に従事する看護職員

○医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等



Ⅲ. 研修プログラム(案)

8

Ⅲ. 研修プログラム(案)

「学校における医療的ケア児を中心とした多職種協働」

研修内容	講師
1. 本研修の目的・目標等の説明	研修担当者
2. 学校で医療的ケアを実施する意義	教育委員会 等
3. 教育現場で求められる指導的な役割	学識経験者(教育系)/管理職 等
4. 指導的な役割を担う看護師とは	学識経験者(看護系)等
5. 指導的な役割を担う看護師の実践報告 ・学校所属の立場から ・病院所属の立場から ・教育委員会所属の立場から	①学校所属の指導的な役割を担う看護師 ②病院所属の指導的な役割を担う看護師 ③教育委員会所属の指導的な役割を担う看護師 ※所属先は各自治体の状況で検討する
6-1. グループワーク1:多職種間の意見交換・相互交流 (看護師・教育委員会担当者・教職員 等)	指導的な役割を担う看護師 学校において医療的ケアを担当する教職員 等
6-2. 医療的ケアに関するヒヤリハット場面の多職種協働 (グループワーク2に向けたロールプレイ)	指導的な役割を担う看護師 学校において医療的ケアを担当する教職員 等
6-3. グループワーク2:多職種協働における役割の検討(看護師)	学識経験者(看護系/教育系)
発表・グループワークの総括	指導的な役割を担う看護師 等
総評・閉会挨拶	

9

【本研修のプログラム(案)の構成】

研修プログラム(案)の研修内容はスライドの1～8に示す通りである。これらの研修内容の目的等は以下の通りである。

1. 本研修の目的・目標等の説明
2. 教育委員会等による「学校で医療的ケアを実施する意義」についての講義
3. 学識経験者(教育系)/管理職 等による「教育現場で求められる指導的な役割」についての講義
4. 学識経験者(看護系)等による「指導的な役割を担う看護師とは」の講義
5. 「指導的な役割を担う看護師の実践報告」
本研修プログラム(案)では、学校所属の立場から、病院所属の立場から、教育委員会所属の立場から、の3つの所属の指導的な役割を担う看護師の実践報告例を想定した。
- 6-1. グループワーク1「多職種間の意見交換・相互交流」は、指導的な役割を担う看護師に加え、教育委員会担当者や教職員が参加する。多職種の意見交換の場として、主にそれぞれの立場の役割の理解や課題の共有を目的としている。
- 6-2. 「医療的ケアに関するヒヤリハット場面の多職種協働」をテーマに、グループワークに向けたロールプレイを展開する。事例は、より現場の実情に即したものを検討した。今回はヒヤリハットの場面で、教職員と医療的ケア看護職員との間に巻き起こったやり取りをロールプレイする。
- 6-3. グループワーク2は、指導的な役割を担う看護師の参加とした。ロールプレイを受け、主に多職種協働場面の指導的な役割を担う看護師の役割の検討を目的としている。

なお、教材例としては、これらの研修内容のうち1.3.4.6の内容について例を示した(青字・下線)。

5. 「指導的な役割を担う看護師の実践報告」については、本事業で実施した検証のための研修の際に使用した資料を巻末に参考例として掲載した。

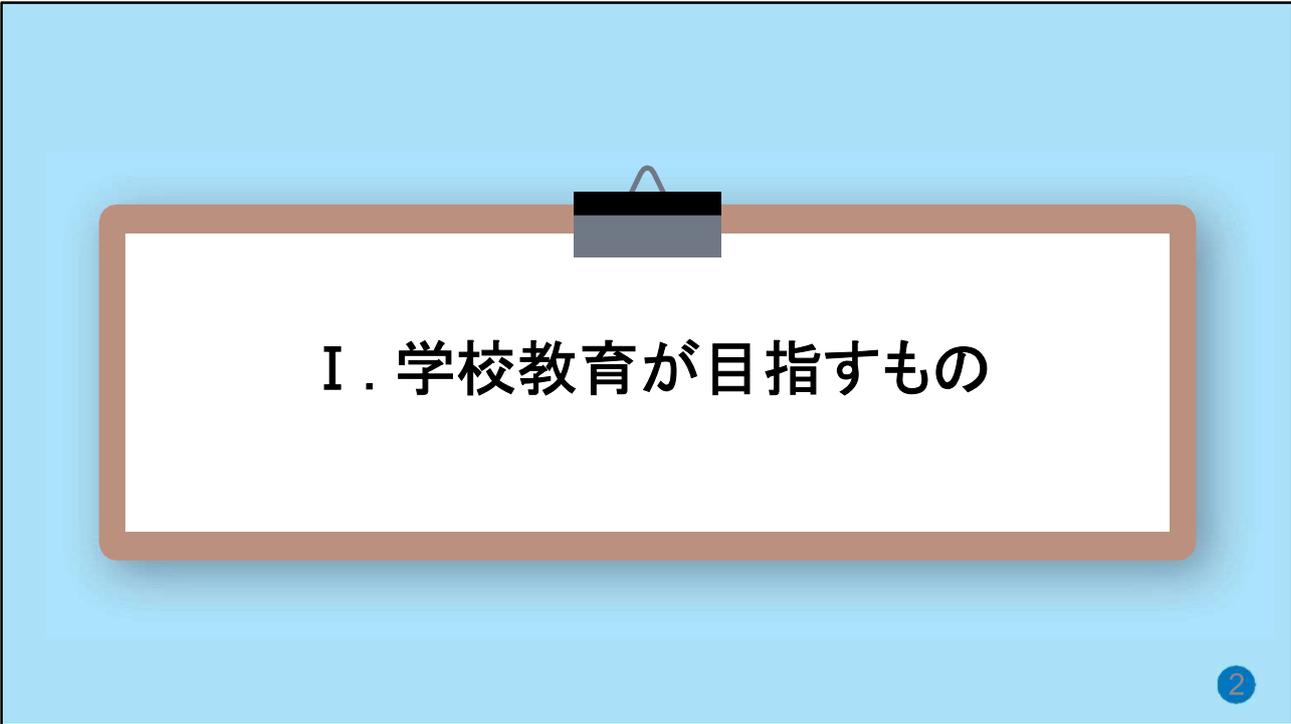
令和3年度 文部科学省委託事業
「学校における医療的ケア実施体制充実事業」
(医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保)

教育現場で求められる 指導的な役割

公益財団法人 日本訪問看護財団

目次

- I. 学校教育が目指すもの
- II. 学校における医療的ケアの仕組み
- III. 多職種協働と指導的役割



I. 学校教育が目指すもの

2

1 学校で医療的ケアをする意義

学校において医療的ケアを実施することで

○教育機会の確保・充実

授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数の増加



学力向上・進路実現

- 経管栄養や導尿等を通じた生活リズムの形成(健康の保持・心理的な安定)
- 吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成
(コミュニケーション・人間関係の形成)
- 排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上(心理的な安定・人間関係の形成)
- 安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築(人間関係の形成・コミュニケーション)

「引用:日本訪問看護財団,令和元年度文部科学省委託事業,学校における医療的ケア実施体制構築事業,学校における医療的ケア実施対応マニュアル.:一部改変)」

障害による困難の改善

3

【学校における医療的ケアの意義】

- 学校において医療的ケアの課題が浮上してきたのはが平成の初め頃であった。それから30年余が経過し、令和3年に「医療的ケア児支援法」が成立、施行され、学校において医療的ケアを担う看護職員が学校教育法施行規則に位置付けられた。
- 学校において医療的ケア児に対して医療的ケアを実施することは、医療的ケアが提供されて授業の継続性が確保され、訪問教育だった子供が登校できるようになり、登校日数が増えて、学力向上と希望する進路の実現を可能にした。
- 医療的ケアが実施されることで、苦痛や危機を取り除くだけでなく、健康の保持や心理的安定、人間形成、コミュニケーション、信頼関係の構築などの育成にもつながるになる。障害による困難の改善はいわゆる「自立活動」の観点でもあり、学校における医療的ケアの意義は大きい。

【参考】学校で医療的ケアをする意義(事例)

国語の授業を参観して

- 気管切開をし頻回に痰の吸引をしなければならない小学部の国語の授業でした
- 動きを表す言葉を学ぶ場面で、その日は「服をたたむ」、「タオルをしぼる」という言葉を取り上げていました
- 子供の隣には医療的ケア看護職員がついております
- ゼロゼロという喘鳴が聞こえてくると、授業を進める教職員と医療的ケア看護職員がアイコンタクトをとり、タイミングを計って素早く吸引し、授業に戻っていました
- 子供は授業から意識が離れることなく参加し、授業の最後にノートに書いた「たたむ」「しぼる」という文字を、自慢気に医療的ケア看護職員と参観者に見せてくれました
- 授業の継続によって、子供に新しい言葉が刻まれた場に立ち会い、胸が熱くなりました



4

小学部の国語の授業を参観した事例から、学校における医療的ケアの意義を伝える。

2 教育の目的と目標

□教育の目的(教育基本法第1条)

- 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

□教育の目標(教育基本法第2条)

- 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2～5 「自主及び自律の精神」「職業及び生活との関連を重視」「公共の精神」「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与」「伝統と文化を尊重・それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」等を養うこと。

〔引用：日本訪問看護財団、令和元年度文部科学省委託事業、学校における医療的ケア実施体制構築事業、学校における医療的ケア実施対応マニュアル。：一部改変〕

5

【教育の目的】

○学校教育だけではないが、我が国の教育の目的は、人格の完成と社会の形成者の育成である。もって生まれた力を伸ばし、知的な能力だけではなく、心も体も調和的に育むことが重要である。まだ、発揮されている力は弱いかもしれないが、その力を少しでも伸ばしていくこと、そして、家族や地域等社会と一緒に作るものとして必要な言葉や様々な知識等を育むことを目指している。

【教育の目標】

教育の目的を達成するために、目標が具体的に示されている。その中で「幅広い知識と教養を身に付ける」と同時に「健やかな身体を養うこと」が教育の目標の一番目にある。

(教育基本法より抜粋)

第2条

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

3 教育を受ける権利と機会均等

□ 教育を受ける権利(憲法第26条)

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

□ 教育の機会均等(教育基本法第4条)

- すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

6

【教育を受ける権利】

○教育を受けることは、憲法で定められている国民の権利である。同時に子供に教育を受けさせる義務も定められている。

【教育の機会均等】

○教育の機会は均等に与えられなければならないが、差別は許されない。障害のある人は、障害によって教育を受けることへの制約がないように、障害の状態に応じて必要な支援を受けることによって、教育の機会均等を実現することとされている。医療的ケアも必要な支援の一つと言える。

4 学校教育

□ 法律に定める学校(教育基本法第6条)

- 法律に定める学校:公の性質、国、地方公共団体、法律に定める法人が設置
- 教育の目標が達成されるよう、心身の発達に応じて体系的な教育を組織的に行う

□ 学校の種類(学校教育法第1条)

- 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

7

【法律に定める学校】

- 学校には「公の性質」がある。公共のためのものであるから、勝手に設置することはできず、国、地方公共団体、法律に定める法人にのみ設置者を限っている。
- その学校では、先程の教育の目標で取り上げた「健やかな身体を養う」等の教育を体系的・組織的に行う。

【学校の種類】

学校は、学校教育法に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校と定められている。

5 義務教育

□教育に関する権利と義務(憲法第26条)

- すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

□保護者の就学義務(学校教育法16条)

- 保護者：子に9年の普通教育を受けさせる義務

□出席の督促(学校教育法施行令第19条～第21条)

- 校長：常に児童生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。
- 校長：7日間出席せず、出席状況が良好でない場合、保護者に正当な理由がないときは児童生徒の住所のある市町村教育委員会に通知。
- 市町村教育委員会：保護者が就学義務を怠っている場合には就学を督促。

8

【義務教育】

- 義務教育は、6歳から9年間で、保護者には、子供を就学させる義務がある。
- 義務教育は必ず受けなければならないものであるから、校長は、常に児童生徒の出席状況を明らかにし、7日以上欠席があり正当な理由がない場合には、市町村教育委員会に通知し、保護者が就学義務を怠っている場合には市町村教育委員会が出席を督促しなければならないと規定されている。
- 義務教育における児童生徒の出席は、教育を受ける権利や就学させる義務の観点から大変重要なものである。学校で医療的ケアを行うことにより、医療的ケア児が登校できるようになり欠席が減少することは、こうした点からも大きな意義があると言える。

6 幼児児童生徒の教育の場

- 学校教育の場として幼稚園、小学校、中学校、高等学校等又は特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部がある。
- 小学校、中学校等には、通常の学級のほか特別支援学級があり、通常の学級に在籍する児童生徒が対象となる通級による指導がある。なお、高等学校等については、平成30年度から通級による指導が実施されている。
- 我が国はインクルーシブ教育システムの構築を目指し、「多様な教育の場」の整備が課題となっており、医療的ケアを提供する教育の場も拡大している。
 - ▶ インクルーシブ教育システム：障害のある児童生徒と障害のない児童生徒等多様なニーズのある児童生徒が共に学ぶ教育の仕組み

9

【幼児児童生徒の教育の場】

- 医療的ケア児は特別支援学校に在籍する者が多かったが、最近では、小・中学校に在籍する者も増加してきている。子供たちの学ぶ場として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等又は特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部が用意されている。
- 小・中学校には通常の学級のほか特別支援学級があり、通常の学級に在籍する児童生徒が対象となる通級による指導もある。なお、高等学校等については、平成30年度から通級による指導が実施されている。
- 我が国はインクルーシブ教育システムの構築を目指している。インクルーシブ教育システムは、障害のある者と障害のない者等が共に学ぶ教育の仕組みである。学校で医療的ケアを行うことは、医療的ケア児の登校を可能とするだけでなく、友だちと一緒に授業参加も可能にするものである。そのような意味でも、学校における医療的ケアは、インクルーシブ教育システムを実現する上で欠かせないものと言える。

7 教育内容

- 各学校では、教育課程(学校が行う教育の全体計画)を編成して教育を実施。
- 国は、教育課程を構成する各教科等を定めるとともに、教育課程の基準を「学習指導要領」として示し、全国的な教育水準を確保。
- 特別支援学校や特別支援学級では、国語や算数等の各教科のほかに障害による学習上又は生活上の困難を改善する「自立活動」の指導を行う。「健康の保持」という内容もあり、医療的ケアと関わる指導となることが多い。

小学校	各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	
特別支援学校 小学部	各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動

10

【教育内容】

- 公教育として、国の規定の下、全国の教育水準の向上を図っている。各学校の教育課程は学校で決める。
- 国は、教育課程を構成する各教科等を定めるとともに、各教科の目標や内容等を「学習指導要領」に示している。
- 特別支援学校や特別支援学級では、国語や算数等の各教科のほかに障害による学習上又は生活上の困難を改善する「自立活動」の指導を行う。「健康の保持」、「身体の動き」という内容があり、医療的ケア児にとって身近な教育内容である。

8 教職員

- 小学校に置かなければならない職員(学校教育法第37条)
 - 校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員
- 小学校に置くことができる職員
 - 副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員
- ※ 本規則は、中学校、高等学校、特別支援学校等にも準用されている。

- 医療的ケア看護職員(学校教育法施行規則第65条の2)
 - 令和3年8月の規則改正:教員と連携協働する支援スタッフとして医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員の名称及び職務内容を規定
 - 第65条の2 医療的ケア看護職員は、小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する。
 - 職務内容(通知)
 - ・ 医療的ケア児のアセスメント
 - ・ 医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施
 - ・ 医療的ケア児の健康管理
 - ・ 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言
- ※ 本規則は、幼稚園、中学校、高等学校、特別支援学校等にも準用されている。

11

【教職員(小学校の場合)】

- 学校にどのような教職員を置くかについては学校教育法に定められている。小学校に置かなければならない職員として規定されているのは、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員である。置くことができると規定されているのは、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員となっている。こうした学校教育法を踏まえ、設置者である都道府県や市町村がこれらの教職員を置いている。
- 令和3年8月の学校教育法施行規則の一部改正で、学校において教員と連携協働する支援スタッフとして、医療的ケア看護職員の名称と職務内容が規定された。
- 医療的ケア看護職員については、学校教育法施行規則において、「小学校における日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童の療養上の世話又は診療の補助に従事する」と規定されている。その具体的な職務内容の例として、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」（令和3年8月23日3文科初第861号文部科学省初等中等教育局長通知）において、「医療的ケア児のアセスメント」、「医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施」、「医療的ケア児の健康管理」、「認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言」が示されている。

9 教育行政(学校の設置及び管理)

□ 設置者の管理(学校教育法第5条)

- 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。
※公立学校の設置者は地方公共団体であり、地方公共団体が学校を管理し、その学校の費用を負担する。

□ 教育委員会(地方自治法第180の8)

- 教育委員会による学校の管理
- 教育事務の管理と執行:学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱 等

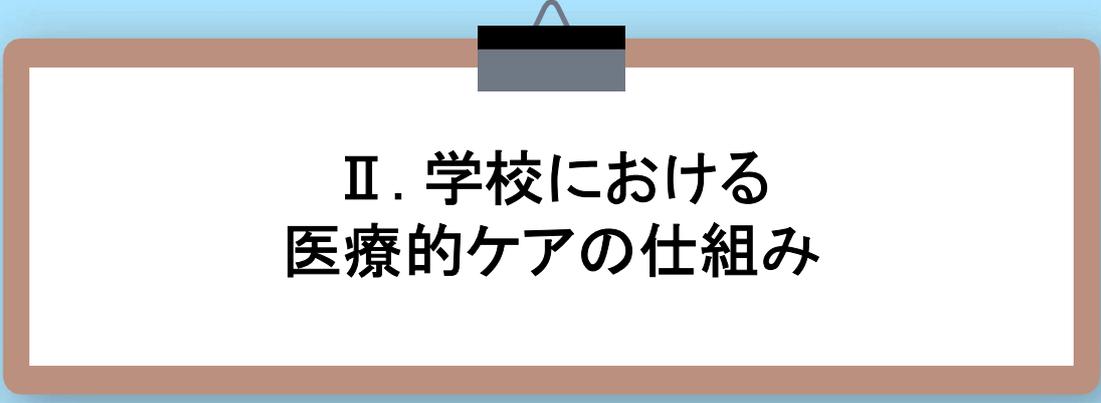
12

【教育行政(学校の設置及び管理)】

○学校教育法第5条には、「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」と規定し、学校の設置者が設置する学校を適切に管理し、その運営に責任を負うという「設置者管理主義」の原則がとられている。

教職員の給与等の費用も、法令に規定のある場合を除いて設置者が負担する。つまり、医療的ケア看護職員を公立学校に配置することやその費用負担をすること等は、都道府県、市町村等の判断になる。

○公立学校については、設置者である各地方公共団体の教育委員会が学校の管理に当たる。学校をどのように設置していくか、管理下の学校への教育方針を定めたり教育課程を届けさせたり、教職員の異動や研修等も教育委員会が行っている。子供の就学する学校の指定、医療的ケア看護職員等の配置についても教育委員会が大きな役割を果たしている。



Ⅱ. 学校における 医療的ケアの仕組み

1 学校における医療的ケアの基本的考え方

- 看護師等の十分な確保と適切な配置、看護師等を中心に教職員が連携協力して医療的ケアに当たる。
- 医療安全のための十分な措置を講ずる。
- 安全な実施のために医療的ケアに係る関係者の役割分担が重要。
 - 教育委員会、学校が教職員、医療関係者、保護者等の役割分担を整理すること

「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成31年3月20日付け
30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知)より抜粋

4

【学校における医療的ケアの基本的考え方】

平成31年3月に出された文部科学省通知では、学校における医療的ケアの基本的考え方として次のようなことが挙げられている。

- 学校における医療的ケアの基本的考え方として、看護師等を十分に確保して適切に配置し、看護師を中心に教職員が連携協力して医療的ケアに当たるとしている。ケア内容の多様性や、障害のある子供に対して行う難しさを踏まえ、看護師を中心にしつつ、子供のことをよく知る教職員との連携体制が欠かせないことを示している。
- 医療安全のための十分な措置を講ずることが大切である。医療的ケア児の状態に応じ、介護職員等が社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等を行う場合であっても、看護師による定期的な巡回や医師等、いつでも相談できる体制を整備する等、医療安全を確保するための十分な措置を講ずる、とされている。
- 安全な実施のために医療的ケアに係る関係者の役割分担が重要であることが強調されている。教育委員会、学校が教職員、医療関係者、保護者等の役割分担を整理することが必要とされ、分担の考え方が示されている。

2 学校における医療的ケアの役割分担例

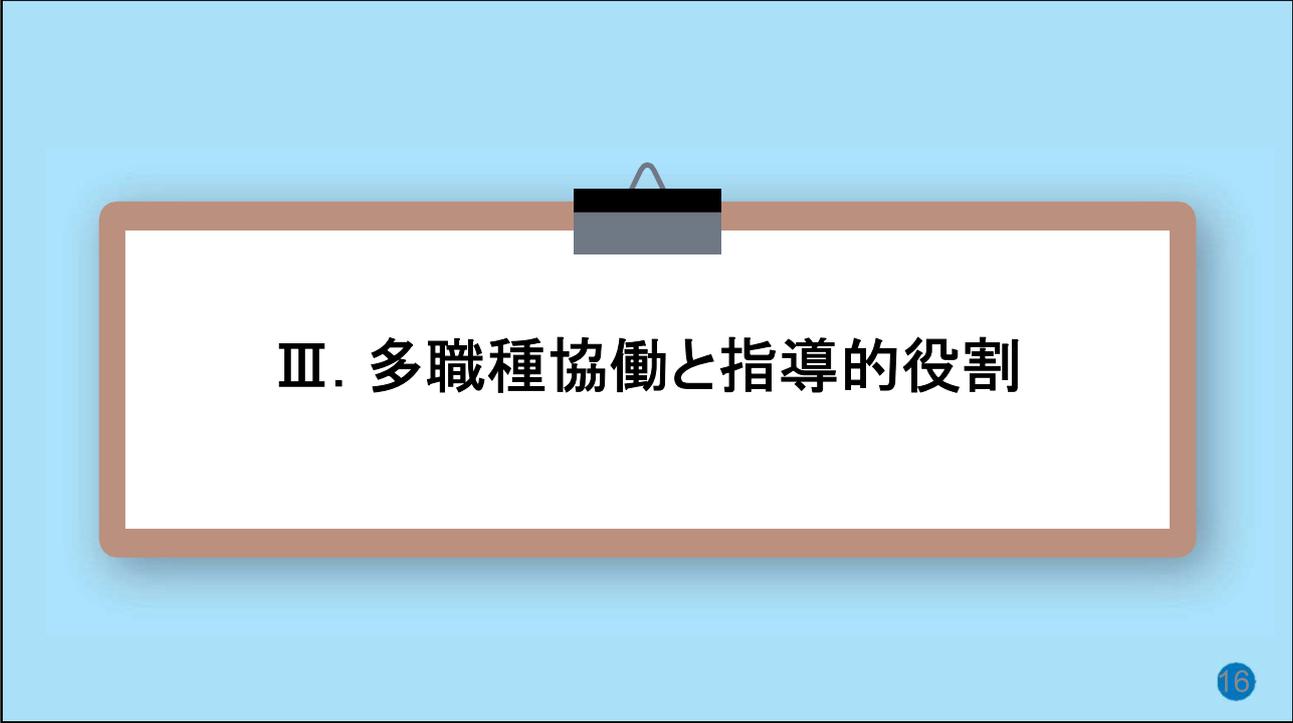
- 教育委員会
 - 総括的な管理体制の整備：管理下の学校における実施体制の策定、学校医・医療的ケア指導医の委嘱、看護師等の配置など
 - 学校（校長等、看護師等、全教職員、養護教諭）
 - 学校における組織的な体制の整備：教職員と看護師等の役割分担、実施計画・報告の作成、危機管理など
 - 医療関係者
 - 学校医・医療的ケア指導医：専門的立場からの指導・助言、主治医との連携など
 - 主治医：医療的ケアの指示、学校への情報提供など
 - 保護者
 - 医療的ケアの依頼と同意、学校との連携協力など
- ※標準的な役割分担の例示

「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日付け
30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知）より抜粋

【学校における医療的ケアの役割分担例】

- 教育委員会：管理下の学校における実施体制の策定、学校医・医療的ケア指導医の委嘱、看護師の配置等総括的な管理体制の整備をする役割がある。教育委員会等での検討を踏まえて子供の入る学校を決め、職員の配置等を行うため、どのような医療的ケアの実施体制とするかの基本を決定し、予算を確保すること等が求められる。学校関係者ととも、地域の医療関係者等と医療的ケアに係る運営協議会を設置したり、医療的ケア指導医の委嘱等を行ったりもする。
- 学校：医療的ケアの安全な実施と医療的ケア児への効果的な教育の実施が求められる。校長や教頭等学校の管理者が安全委員会等を設置し、教職員と医療的ケア看護職員の役割分担や、実施計画を作り、医療的ケア看護職員や認定特定行為従事者には安全な実施、危機管理等の役割がある。
- 学校医、医療的ケア指導医、主治医：専門的立場から学校で医療的ケアを行う際の医療的ケア看護職員への指示やそれに伴う指導、助言等を行う。
- 保護者：学校又は教育委員会に医療的ケアの実施を依頼するとともに、学校の体制や医療的ケアの実施方法に同意し書面で提出する必要がある。また、毎日の子供の健康状態や医療的ケアの報告等、学校との連携協力も大事な役割になる。

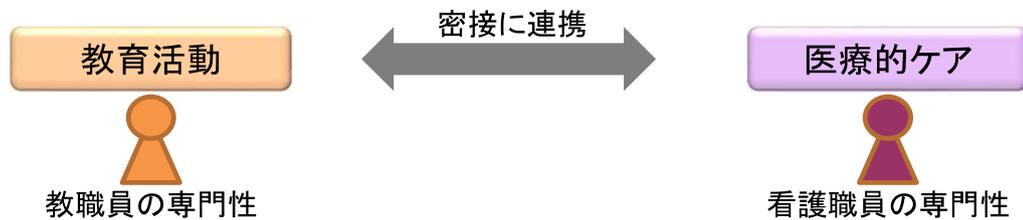
このような役割をそれぞれが果たすととも、役割に応じた責任も分担され医療的ケアが実施される。



Ⅲ. 多職種協働と指導的役割

16

1 多職種協働(教職員と看護職員)



☆教職員はその専門性を活かして授業を進め、看護職員がその専門性を活かして授業サポートする。

☆看護職員はその専門性を活かして医療的ケアを進め、教職員がその専門性を活かして医療的ケアをサポートする。

双方がその専門性を発揮して
児童生徒の成長・発達を最大限に促す

「引用：日本訪問看護財団,令和元年度文部科学省委託事業,学校における医療的ケア実施体制構築事業,学校における医療的ケア実施対応マニュアル,一部改変)」

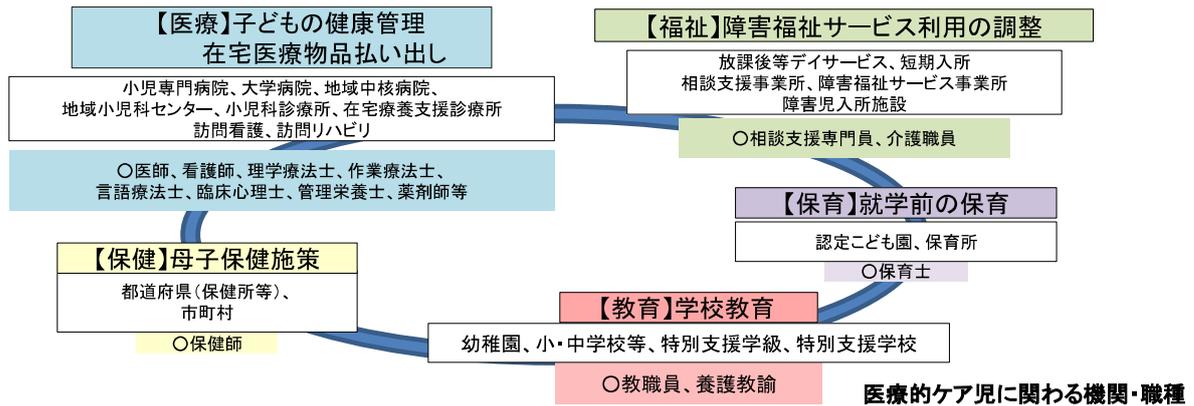
17

【多職種協働(教職員と医療的ケア看護職員)】

- 学校は、一人一人のもてる力を発揮させ可能性を最大限に伸ばすために授業を行う。医療的ケア児が授業に参加し、授業で効果を挙げられるよう適切な医療的ケアが期待されている。一人一人が必要とする医療的ケアを提供するためには、授業を行う教職員と医療的ケア看護職員の密接な連携が重要である。
- スライド4の事例のように、教職員が行う授業の中でタイミングを見計らって・発達を最吸引を行うことにより医療的ケア看護職員が授業をサポートする。医療的ケア看護職員が行う吸引に、教職員がそれまでの子供の状態を伝えたり姿勢を補助したりしてサポートすることもある。お互いの専門性を生かし、授業と医療的ケアをサポートし合う協働が求められるのである。双方がその専門性を発揮して児童生徒の成長大限に促すことが期待されている。

2 多職種協働(地域)

- 医療的ケア児の生活には、教育に加えて、日常的に医療・福祉・保健・教育等の多職種がかかわっている。
- 多職種の専門家が連携協力することにより学校における医療的ケアの安全が確保され、医療的ケア児の地域生活の充実にもつながる。



「引用：日本訪問看護財団,令和元年度文部科学省委託事業,学校における医療的ケア実施体制構築事業,学校における医療的ケア実施対応マニュアル(2021年一部改変).」

18

【地域における多職種協働】

- 医療的ケア児の生活には、教育に加えて、日常的に医療・福祉・保健・教育等の多職種が関わっている。
- 多職種の専門家が連携協力することにより学校における医療的ケアの安全が確保され、医療的ケア児の地域生活の充実にもつながっていく。医療的ケア看護職員には、学校を含む地域という視点でも多職種との協働が求められていると言える。

3 指導的な役割を担う看護師の役割分担例

- 医療的ケア看護職員の役割
 - 医療的ケア児のアセスメント、医療的ケア児の健康管理、医療的ケアの実施
 - 学校医や主治医、学校医、医療的ケア指導医等医療関係者との連絡・報告等14項目
- 指導的な役割を担う看護師(上記医療的ケア看護職員に加え)
 - 外部関係機関との連絡調整
 - 看護師等の業務調整
 - 看護師等の相談・指導・カンファレンスの開催
 - 研修会の企画・運営
 - 医療的ケアに関する教職員からの相談

「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成31年3月20日付け
30文科初第1769号文部科学省初等中等教育局長通知) より抜粋

☆多職種協働のキーパーソン

19

【医療的ケア看護職員の役割】

文部科学省が示している、学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担例の中で、医療的ケア看護職員の役割分担としては、医療的ケア児のアセスメント、健康管理、医療的ケアの実施、医療的ケアに関する医療関係者への報告等14項目が示されている。

【指導的な役割を担う看護師の役割】

指導的な役割を担う看護師の役割分担としては、医療的ケア看護職員の役割に加え、外部関係機関との連絡調整、医療的ケア看護職員の業務調整、医療的ケア看護職員の相談・指導・カンファレンスの開催、研修会の企画・運営、医療的ケアに関する教職員からの相談、の5項目が示されている。

指導的な役割を担う看護師の役割の例では、「調整」を行う役割が示されており、多職種協働においても、その役割を担うことが期待されている。

4 指導的な役割を担う看護師の役割

1. 医療的ケア看護職員のために体制を整備する
 - 相談対応のための連絡体制の整備、医療的ケア看護職員の業務調整 等
2. 医療的ケア看護職員を支援する
 - 医療的ケア看護職員の相談・助言の対応、学校や医療的ケア児の状況にあわせた対応 等
3. 医療的ケア看護職員を育成する
 - 医療的ケア児を中心とした看護の指導、教育現場に関わる指導、研修企画・開催 等
4. 組織としての医療的ケアを管理する
 - 医療的ケアガイドラインの作成と評価への参画、新たな情報を得て学校に取り入れる 等
5. 認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
 - 教職員の相談・助言への対応、教職員の医療的ケアに関する知識や技術への支援 等
6. 校内の多職種と連携・協働する
 - 教職員と医療的ケア看護職員の協働の支援、多職種連携のコーディネーター 等
7. 学校医や主治医等と連携・協働する
 - 学校医や主治医等との協働体制構築、受診への同行等
8. 医療的ケア児を支える
 - 指導者としての安全で確実な医療的ケアの実践、児童生徒の障害の状態や医療的ケアの内容の判断とその共有 等
9. 保護者を支える
 - 保護者の心情の理解、保護者との医療的ケアに関する調整 等
10. 地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる 等
 - 地域との連携強化、地域連携による医療的ケア児の支援 等

本事業では、3に示した役割分担を基本とし、4で整理した役割も踏まえて、指導的な役割を担う看護師に求められる研修の全体像10項目を整理した

【指導的な役割を担う看護師の役割】

○本事業では、3に示した役割分担に加え、4で整理した役割も踏まえて、指導的な役割を担う看護師に求められる研修の全体像を整理した

- 1 医療的ケア看護職員のために体制を整備する
- 2 医療的ケア看護職員を支援する
- 3 医療的ケア看護職員を育成する
- 4 組織としての医療的ケアを管理する
- 5 認定特定行為業務従事者を含む教職員教員を支援する
- 6 校内の多職種と連携・協働する
- 7 学校医や主治医等と連携・協働する
- 8 医療的ケア児を支える
- 9 保護者を支える
- 10 地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

○指導的な役割を担う看護師には、医療的ケア看護職員の業務を調整、支援し、育成しながら、組織として効果的に動かすマネジメント力が求められる。

○さらに、学校内の教職員や医療関係者および地域の多職種と協働する力も求められる。医療的ケア児や保護者を直接支えるための高度な看護実践も新たに役割として整理した(下線)。

5 指導的な役割を担う看護師への期待

- 学校における医療的ケアの仕組みは整備の途上。
 - 医療的ケア児支援法、医療的ケア看護職員の法令への位置付け等進む。
 - 医療的ケア看護職員の安定的な確保や小・中学校における実施体制等の課題も多い。
- 医療的ケア児の教育、健康・安全教育の充実のために医療的ケア看護職員が果たす役割は大きい。
- 学校で医療的ケアを安全に行うとともに、医療的ケア児の生活を充実させるためには医療的ケア看護職員のマネジメントとともに、学校と地域における多職種協働のキーパーソンが必要である。
- 医療的ケア看護職員の専門性に立ちつつも教育が分かるリーダーであることが重要。指導的な役割を果たし、未来を作る子供の教育に貢献することが期待されている。

21

【指導的な役割を担う看護師への期待】

- 学校における医療的ケアの仕組みは、整備の途上と言える。医療的ケア児支援法、医療的ケア看護職員の法令への位置付け等が進んできたが、医療的ケア看護職員の安定的な確保や小・中学校における実施体制等の課題も少なくない。
- 医療的ケア児の教育のために医療的ケア看護職員が果たす役割は大きく、必要性の認識が進むとともに配置数も増えてきた。
- 学校の医療的ケアを安全に行うとともに、医療的ケア児の生活を充実させるためには、医療的ケア看護職員のマネジメントとともに、学校と地域における多職種協働のキーパーソンが必要である。
- 指導的な役割を担う看護師は、医療的ケア看護職員の専門性に立ちつつも教育が分かるリーダーであることが重要である。指導的な役割を果たし、未来を作る子供の教育に貢献することが期待されている。

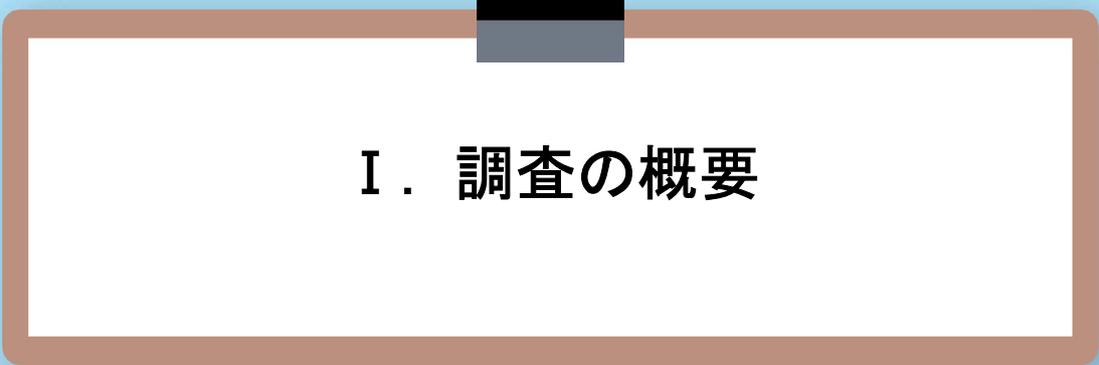
令和3年度 文部科学省委託事業
「学校における医療的ケア実施体制充実事業」
(医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保)

指導的な役割を担う看護師とは

公益財団法人 日本訪問看護財団

目次

- I. 調査の概要
- II. 指導的な役割を担う看護師の【役割】
- III. 指導的な役割を担う看護師に求められる【能力】
- IV. 指導的な役割を担う看護師が希望する【研修】
- V. 本研修の構成



I. 調査の概要

2

＊ ＊

調査対象:指導的な役割を担う看護師 10名
所属 特別支援学校6名、教育委員会2名、小学校1名、医療機関1名

調査方法:インタビュー (Web会議システムを使用したオンライン調査)

調査期間:2021年9月

調査時間:60分～90分/人

調査内容:

指導的な役割を担う看護師として実際に行っている職務、役割の詳細
職務を果たすために求められる能力と希望する研修内容等

分析方法:質的記述的方法

結果概要:「指導的な役割を担う看護師の【役割】」
「指導的な役割を担う看護師に求められる【能力】」
「指導的な役割を担う看護師が希望する【研修】」 を整理した

3

調査対象:指導的な役割を担う看護師10名(所属 特別支援学校6名、教育委員会2名、小学校1名、医療機関1名)

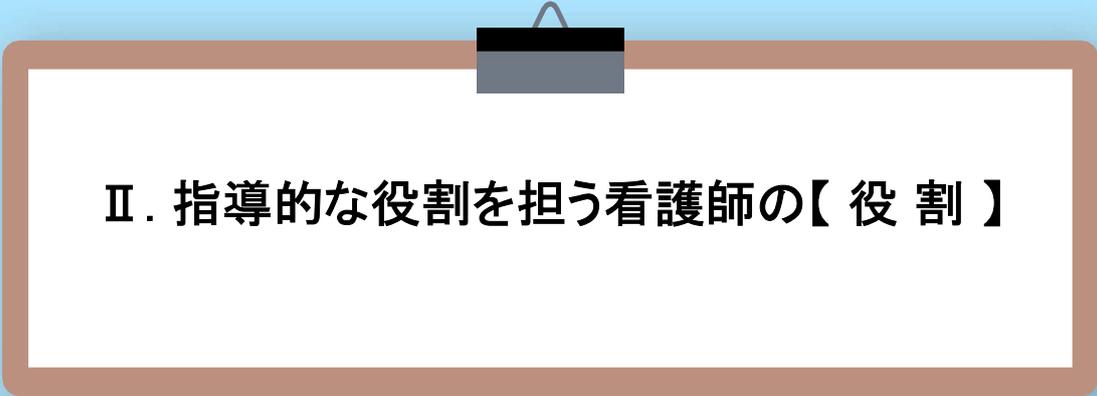
調査方法:Web会議システムを使用したオンライン調査インタビュー調査

調査実施期間:2021年9月

調査内容:

- ・指導的な役割を担う看護師として実際に行っている職務、役割
- ・その職務を果たすために求められる能力と希望する研修内容等
- ・分析方法:質的記述的方法にて調査結果を分析した

結果概要:「指導的な役割を担う看護師の【役割】」
「指導的な役割を担う看護師に求められる【能力】」
「指導的な役割を担う看護師が希望する【研修】」 を整理した。



Ⅱ. 指導的な役割を担う看護師の【役割】

指導的な役割を担う看護師の【役割】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

5

調査結果から整理した「指導的な役割を担う看護師の【役割】」一覧である。内容の
カテゴリーは以下の通り整理した。

- 1 医療的ケア看護職員のために体制を整備する
- 2 医療的ケア看護職員を支援する
- 3 医療的ケア看護職員を育成する
- 4 組織として医療的ケアを管理する
- 5 認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
- 6 校内の多職種と連携・協働する
- 7 学校医や主治医等と連携・協働する
- 8 医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
- 9 保護者を尊重しながら支援する
- 10 地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

指導的な役割を担う看護師の【役割】

		平成31年文部科学省通知との比較(該当する役割)
1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する	外部関係機関との連絡調整 / 看護師等の業務調整
2	医療的ケア看護職員を支援する	看護師等の相談・指導・カンファレンスの開催
3	医療的ケア看護職員を育成する	看護師等の相談・指導・カンファレンスの開催 / 研修会の企画・運営
4	組織として医療的ケアを管理する	外部関係機関との連絡調整
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する	医療的ケアに関する教職員からの相談
6	校内の多職種と連携・協働する	医療的ケアに関する教職員からの相談
7	学校医や主治医等と連携・協働する	外部関係機関との連絡調整
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する	医療的ケア看護職員と共通の役割に加えより高度な役割を含む
9	保護者を尊重しながら支援する	医療的ケア看護職員と共通の役割に加えより高度な役割を含む
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる	

6

【指導的な役割を担う看護師の役割とは】

役割について、平成31年文部科学省通知の内容と比較したところ、【役割】の1から7は含まれていた。

8【医療的ケア児を支える】、9【保護者を支える】、10【地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる】等が、今回の調査によって新たに記述された役割であった。

このうち8【医療的ケア児を支える】および9【保護者を支える】は、医療的ケア看護職員と共通の役割に加え、より高度な役割を含むものであった。

指導的な役割を担う看護師の【役割1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する	役割の要素: 1) 医療的ケア看護職員の相談対応のための連絡体制の整備 2) 医療的ケア看護職員の業務調整 3) 医療的ケア実施環境の整備 4) 医療的ケア看護職員採用面接 5) 情報共有方法の整備・確立
2	医療的ケア看護職員を支援する	
3	医療的ケア看護職員を育成する	
4	組織として医療的ケアを管理する	
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する	
6	校内の多職種と連携・協働する	
7	学校医や主治医等と連携・協働する	
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する	
9	保護者を尊重しながら支援する	
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる	

7

【指導的な役割を担う看護師の役割1 「医療的ケア看護職員のために体制を整備する」】

【役割1】は、5要素から構成された。

- 1) 医療的ケア看護職員の相談対応のための連絡体制の整備
- 2) 医療的ケア看護職員の業務調整
- 3) 医療的ケア実施環境の整備
- 4) 医療的ケア看護職員採用面接
- 5) 情報共有方法の整備・確立

指導的な役割を担う看護師の【役割 2-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:	
1)	医療的ケア看護職員の相談・助言の対応
2)	学校や医療的ケア児の状況にあわせた対応
3)	医療的ケア看護職員との対話
4)	医療的ケア看護職員の把握・理解
5)	医療的ケア看護職員の気づき・判断・行動を支える
6)	関係者と連携して相談・助言に対応する
7)	所属を越えた医療的ケア看護職員への支援

8

【指導的な役割を担う看護師の役割2「医療的ケア看護職員を支援する」】

【役割2】は、7要素から構成された。

- 1) 医療的ケア看護職員の相談・助言の対応
- 2) 学校や子供の状況にあわせた対応
- 3) 医療的ケア看護職員との対話(例えば話をよく聴く等)
- 4) 医療的ケア看護職員の把握・理解
- 5) 医療的ケア看護職員の気づき・判断・行動を支える
- 6) 関係者と連携して相談・助言に対応する
- 7) 所属を越えた医療的ケア看護職員への支援

指導的な役割を担う看護師の【役割 2-2】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する	役割の要素： 1) 医療的ケア看護職員の相談・助言の対応 2) 学校や医療的ケア児の状況にあわせた対応 3) 医療的ケア看護職員との対話 4) 医療的ケア看護職員の把握・理解 5) 医療的ケア看護職員の気づき・判断・行動を支える 6) 関係者と連携して相談・助言に対応する 7) 所属を越えた医療的ケア看護職員への支援
2	医療的ケア看護職員を支援する	
3	医療的ケア看護職員を育成する	

語りの要約(一部抜粋)：

“医療的ケア看護職員からの相談対応から真の課題を見出す”

“医療的ケア看護職員が困ったり、不安だったり、教職員や保護者との連携や医療的ケアの悩みに助言する”

“医療的ケア児の目標を捉え、医療的ケア看護職員の不安を探り共有する”

“困りごとなど何かあれば声をかけてほしいと思いながら訪問する”

“医療的ケア看護職員に問題がある時は、本人と沢山話し気持ちを理解する”

【役割2の要素となった語りの要約】

【役割2】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。

- “医療的ケア看護職員からの相談対応から真の課題を見出す”
- “医療的ケア看護職員が困ったり、不安だったり、教職員や保護者との連携や医療的ケアの悩みに助言する”
- “子供の目標を捉え、看護師の不安を探り共有する”
- “困りごとなど何かあれば声をかけてほしいと思いながら訪問する”
- “医療的ケア看護職員に問題がある時は、本人と沢山話し気持ちを理解する”

指導的な役割を担う看護師の【役割3】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する	役割の要素: 1) 医療的ケア看護職員の育成 2) 医療的ケア児の看護の指導 3) 他職種との連携についての指導 4) 教育現場に関わる指導 5) 成長発達という看護の視点を伝える 6) 学校生活を支えることを目的とした医療的ケアの位置づけの確認 7) 他職種に医療的ケア看護職員の指導を依頼する 8) 医療的ケア看護職員への研修企画・開催
2	医療的ケア看護職員を支援する	
3	医療的ケア看護職員を育成する	
4	組織として医療的ケアを管理する	
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する	
6	校内の多職種と連携・協働する	
7	学校医や主治医等と連携・協働する	
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する	
9	保護者を尊重しながら支援する	
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる	

10

【指導的な役割を担う看護師の役割3「医療的ケア看護職員を育成する」】

【役割3】は、8要素から構成された。

- 1) 医療的ケア看護職員の育成
- 2) 医療的ケアを必要とする子供の看護の指導
- 3) 他職種との連携についての指導
- 4) 教育現場に関わる指導
- 5) 成長発達という看護の視点を伝える
- 6) 学校生活を支えることを目的とした医療的ケアの位置づけの確認
- 7) 教職員など他職種に医療的ケア看護職員の指導を依頼する
- 8) 医療的ケア看護職員への研修企画・開催

指導的な役割を担う看護師の【役割4】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:

- | | |
|----|-----------------------|
| 1) | 医療的ケアガイドラインの作成と評価への参画 |
| 2) | 新たな情報を得て学校に取り入れる |
| 3) | 医療的ケアに関する委員会への参加 |
| 4) | 学校間の情報共有と情報を活用した相談対応 |
| 5) | 多角的な情報から課題を検討する |
| 6) | 所属を越え広く情報を収集する |
| 7) | ヒヤリ・ハット対応 |

11

【指導的な役割を担う看護師の役割4「組織として医療的ケアを管理する」】

【役割4】は、7要素から構成された。

- 1) 医療的ケアガイドラインの作成と評価への参画
- 2) 新たな情報を得て学校に取り入れる
- 3) 医療的ケアに関する委員会への参加について
- 4) 学校間の情報共有と情報を活用した相談対応
- 5) 多角的な情報から課題を検討する
- 6) 所属を越え広く情報を収集する
- 7) ヒヤリ・ハット対応

指導的な役割を担う看護師の【役割 5-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:

- | | |
|----|------------------------|
| 1) | 教職員の相談・助言への対応 |
| 2) | 教職員の医療的ケアに関する知識や技術への支援 |
| 3) | 教職員との対話 |
| 4) | 教職員の気づきや行動の支援 |
| 5) | 教職員の視点の尊重 |

12

【指導的な役割を担う看護師の役割5「教職員を支援する」】

【役割5】は、5要素から構成された。

- 1) 教職員の相談・助言への対応
- 2) 教職員の医療的ケアに関する知識や技術への支援
- 3) 教職員との対話
- 4) 教職員の気づきや行動の支援
- 5) 教職員の視点の尊重

指導的な役割を担う看護師の【役割 5-2】

5

認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する

語りの要約(一部抜粋):

“子供の可能性や自立についての教職員の語りを聞く”

“教職員、管理職、看護師の持つそれぞれの視点を尊重する”

“教職員から不安や普段看護師には聞きにくいところや意見を聞く”

“医療的ケアのない子の疾患や対応等について相談対応する”

“卒後の生活に向けた教職員の思いを聞く”

“子供の成長と卒後の生活に合わせた医療的ケアの変更を教職員に指導する”

役割の要素:

- | | |
|----|------------------------|
| 1) | 教職員の相談・助言への対応 |
| 2) | 教職員の医療的ケアに関する知識や技術への支援 |
| 3) | 教職員との対話 |
| 4) | 教職員の気づきや行動の支援 |
| 5) | 教職員の視点の尊重 |

13

【役割5の要素となった語りの要約】

【役割5】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。

“子供の可能性や自立についての教職員の語りを聞く”

“教職員、管理職、看護師の持つそれぞれの視点を尊重する”

“教職員から不安や普段看護師には聞きにくいところや意見を聞く”

“医療的ケアのない子の疾患や対応等について相談対応する”

“卒後の生活に向けた教職員の思いを聞く”

“子供の成長と卒後の生活に合わせた医療的ケアの変更を教職員に指導する”

指導的な役割を担う看護師の【役割 6-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:

- | | |
|----|---------------------|
| 1) | 教職員と医療的ケア看護職員の協働の支援 |
| 2) | 多職種連携のコーディネーター |
| 3) | 看護職員の代表としての多職種連携の実践 |
| 4) | 医療的ケア児を中心とした協働 |
| 5) | 調整上の多職種への配慮 |
| 6) | 組織内の報告・情報共有 |

14

【指導的な役割を担う看護師の役割6「校内の多職種と連携・協働する」】

【役割6】は、6要素から構成された。

- 1) 教職員と医療的ケア看護職員の協働の支援
- 2) 多職種連携のコーディネーターを務める
- 3) 看護職員の代表としての多職種連携の実践
- 4) 医療的ケア児を中心とした協働
- 5) 調整上の多職種への配慮
- 6) 組織内の報告・情報共有

指導的な役割を担う看護師の【役割 6-2】

6	校内の多職種と連携・協働する	役割の要素:
2	医療的ケア看護職員を支援する	
2	医療的ケア看護職員を育成する	
語りの要約(一部抜粋): “教職員と看護師がお互いに大事にしていることへのコンセンサスが得られる話し合いをする” “教職員、保護者、医療的ケア看護職員それぞれの立場の思いを聞き、関係性を整える” “日々の子供の様子や変化を教職員と共有する” “できる/できない、やる/やらない、ではなく、子供の特徴を教職員と話す” “医療的ケアの方法ではなく、子供が学校で楽しむ意義を中心に教職員と看護師と話す”		1) 教職員と医療的ケア看護職員の協働の支援 2) 多職種連携のコーディネーター 3) 看護職員の代表としての多職種連携の実践 4) 医療的ケア児を中心とした協働 5) 調整上の多職種への配慮 6) 組織内の報告・情報共有

【役割6の要素となった語りの要約】

【役割6】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。

“教職員と医療的ケア看護職員がお互いに大事にしていることへのコンセンサスが得られる話し合いをする”

“教職員、保護者、医療的看護ケア職員それぞれの立場の思いを聞き、関係性を整える”

“日々の子供の様子や変化を教職員と共有する”

“できる/できない、やる/やらない、ではなく、子供の特徴を教職員と話す”

“医療的ケアの方法ではなく、子供が学校で楽しむ意義を中心に教職員と看護師と話す”

指導的な役割を担う看護師の【役割7】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:

1)	学校医や主治医等との協働体制構築
2)	学校医や主治医等との連携・調整
3)	学校医や医療的ケア指導医等の巡回同行・調整

16

【指導的な役割を担う看護師の役割7「医師と連携・協働する」】

【役割7】は、3要素から構成された。

- 1) 学校医や主治医等との協働体制構築
- 2) 学校医や主治医等との連携・調整
- 3) 学校医や医療的ケア指導医等の巡回同行・調整

指導的な役割を担う看護師の【役割 8-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:

1)	医療的ケア児への関わり
2)	確実な医療的ケアの実践
3)	限られた時間内での医療的ケア児の情報収集とアセスメント
4)	児童生徒の障害の状態や必要となる医療的ケアの内容の判断とその共有

17

【指導的な役割を担う看護師の役割8「医療的ケア児を支える」】

【役割8】は、4要素から構成された。

- 1) 医療的ケア児への関わり
- 2) 確実な医療的ケア実践
- 3) 限られた時間内での医療的ケア児の情報収集とアセスメント
- 4) 児童生徒の障害の状態や必要となる医療的ケアの内容の判断とその共有

指導的な役割を担う看護師の【役割8-2】

8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する	役割の要素: 1) 医療的ケア児への関わり 2) 確実な医療的ケアの実践 3) 限定された時間等制約の中での医療的ケア児の情報収集とアセスメント 4) 児童生徒や医療的ケアの判断とその共有
2	医療的ケア看護職員を支援する	

語りの要約(一部抜粋) :

“ケア内容だけでなく、普通に生活できるように指導する”

“成長を踏まえた長期的な視点でケアの発展を考える”

“限られた訪問のなかで、子供の成長発育をみる”

“子供の毎日を見ない中で状態をアセスメントする”

“その子の卒業後の生活に向けた医療的ケアの調整”

“放課後等デイサービスや地域の保健師との連携”

【役割8の要素となった語りの要約】

【役割8】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。

- “ケア内容だけでなく、普通に生活できるように指導する”
- “成長を踏まえた長期的な視点でケアの発展を考える”
- “限られた訪問のなかで、子供の成長発育をみる”
- “子供の毎日を見ない中で状態をアセスメントする”
- “その子の卒業後の生活に向けた医療的ケアの調整”
- “放課後等デイサービスや地域の保健師との連携”

指導的な役割を担う看護師の【役割 9-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:

- | | |
|----|------------------|
| 1) | 保護者との対話 |
| 2) | 保護者の心情の理解 |
| 3) | 保護者からの相談対応・情報共有 |
| 4) | 保護者との医療的ケアに関する調整 |
| 5) | 家族主体の支援 |

19

【指導的な役割を担う看護師の役割9「保護者を支える」】

【役割9】は、5要素から構成された。

- 1) 保護者との対話
- 2) 保護者の心情の理解
- 3) 保護者からの相談対応・情報共有
- 4) 保護者との医療的ケアに関する調整
- 5) 家族主体の支援

指導的な役割を担う看護師の【役割9-2】

9	保護者を尊重しながら支援する	役割の要素: 1) 保護者との対話 2) 保護者の心情の理解 3) 保護者からの相談対応・情報共有 4) 保護者との医療的ケアに関する調整 5) 家族主体の支援
2	医療的ケア看護職員を支援する	

語りの要約(一部抜粋) : “送迎や行事、参観日に、保護者と子供のことだけでなく世間話もする” “子との死別後保護者と接する機会はないが、心情を理解する必要がある” “子供の状態の変化や医療的ケアの変更などを直接保護者に伝える” “(保護者の実施する)ケアに課題を感じた時は、少しずつ信頼関係を築きながら保護者に伝える” “保護者の依頼を聴きながら、学校でのケアを調整する” “親子で培ってきたケアを見て自分に担えることをする”

【役割9の要素となった語りの要約】

【役割9】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。

“送迎や行事、参観日に、保護者と子供のことだけでなく世間話もする”

“子との死別後保護者と接する機会はないが、心情を理解する必要がある”

“子供の状態の変化や医療的ケアの変更などを直接保護者に伝える”

“(保護者の実施する)ケアに課題を感じた時は、少しずつ信頼関係を築きながら保護者に伝える”

“保護者の依頼を聴きながら、学校でのケアを調整する”

“親子で培ってきたケアを見て自分に担えることをする”

指導的な役割を担う看護師の【役割 10-1】

1	医療的ケア看護職員のために体制を整備する
2	医療的ケア看護職員を支援する
3	医療的ケア看護職員を育成する
4	組織として医療的ケアを管理する
5	認定特定行為業務従事者を含む教職員を支援する
6	校内の多職種と連携・協働する
7	学校医や主治医等と連携・協働する
8	医療的ケア児の学校生活を総合的に支援する
9	保護者を尊重しながら支援する
10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる

役割の要素:

- | | |
|----|------------------|
| 1) | 地域との連携強化 |
| 2) | 地域特性に応じた活動 |
| 3) | 地域連携による医療的ケア児の支援 |

21

【指導的な役割を担う看護師の役割10「地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる」】

【役割10】は、3要素から構成された。

- 1) 地域との連携強化
- 2) 地域特性に応じた活動
- 3) 地域連携による医療的ケア児の支援

指導的な役割を担う看護師の【役割 10-2】

10	地域の特性や資源に応じた連携・役割をとる	役割の要素: 1) 地域との連携強化 2) 地域特性に応じた活動 3) 地域連携による医療的ケア児の支援
2	医療的ケア看護職員を支援する	

語りの要約(一部抜粋): “自治体のネットワークで医療的ケア看護職員の仕事内容を発表し周知を図る” “自治体内非常勤看護師全体が指導的役割を担う姿勢でいる” “訪問看護師に同行し、訪問看護での問題を共有する” “放課後等デイサービスや地域の保健師などとの連携を広げる” “看看連携を地域の中で実際に取り組みたい” “私たちに地域で活動する準備をする”
--

【役割10の要素となった語りの要約】

【役割10】の要素は、次のような語りの要約から導き出された。

- “自治体のネットワークで医療的ケア看護職員の仕事内容を発表し周知を図る”
- ”自治体内非常勤看護師全体が指導的役割を担う姿勢でいる“
- “訪問看護師に同行し、訪問看護での問題を共有する”
- “放課後等デイサービスや地域の保健師などとの連携を広げる”
- “看看連携を地域の中で実際に取り組む”
- “私たちに地域で活動する準備をする”